

第7節 有害化学物質対策の推進

第1 化学物質の包括的対応

①環境影響の評価

■化学物質データベースの構築

化学物質の有害性や管理手法等の外部データベースを用いて、キーワード検索や日本語による利用について検討した。

■環境情報システムの構築

化学物質データベース専用のサーバを設置し、イントラネットを用いて情報の共有化を行った。

■環境調査（汚染状況）

大気中における未規制有害物質の実態調査や、上水道水源である淀川・石川の支川における農薬等の水質調査、地下水質の実態調査等を実施した。

また、水質・底質・水生生物及び大気中の環境ホルモンの実態について、環境庁が実施した平成10年度環境ホルモン緊急全国一斉調査に係る地点選定と試料のサンプリング等を受託し、調査を行った。

■有害大気汚染物質調査

有害大気汚染物質のうちベンゼン等自動車からの寄与濃度が大きいと予想されるものについて、四條畷市の国設道路環境測定所等においてモニタリングと環境調査を実施した。

■分析手法の開発

環境庁で毎年実施している環境安全性総点検調査に関する環境調査や分析法の開発等を国庫委託により行うとともに、難分解性物質及び非意図的生成物質の分析法開発や実態調査を実施した。

また、生活環境保全条例における有害物質対策を推進するため、規制物質相当の毒性を持つが測定法が確立されていないため管理物質としている14物質（アミノピリジン、エピクロロヒドリン、硫酸ジメチル等）について、測定法の基礎的検討及び工場排ガスへの適応性を検討した。

■リスクアセスメント手法の研究

有害化学物質による環境汚染を未然に防止するために、その危険性を定量的に評価する手法として、リスクアセスメントについて基礎的な研究を行っている。平成10年度は、これまでの有害大気汚染物質モニタリング調査結果をもとに、環境影響について試算を行った。また、行政への活用を考慮して、化学物質に関する府民への意識調査をする手始めとして、府職員に対してアンケート調査を実施した。

②環境負荷の低減

■規制・指導

有害性の高い化学物質について、工場・事業場に対する大気、水、土壌への届出審査や立入検査、規制基準の遵守徹底指導を行うとともに、廃棄物の適正管理を推進した。

■化学物質適正管理の推進

事業者の自主的な適正管理による有害化学物質の排出抑制を推進するため、「大阪府化学物質適正管理指針」に基づき、立入検査時等において、指導・啓発を行った。

■大気汚染物質排出量総合調査（有害大気汚染物質排出量把握調査）

府内の3,840事業所を対象として、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの排出状況等についてアンケート調査を実施した。

第2 ダイオキシン類対策

①総合的な対策の推進

■「大阪府ダイオキシン対策会議」の設置

ダイオキシン類問題について、総合的な対策を推進するため、庁内関係課からなる「大阪府ダイオキシン対策会議」を4月に設置し、発生源対策や環境調査等を実施した。

■ダイオキシン類に関する環境対策検討委員会の設置

大阪府が行うダイオキシン類に関する環境対策等に対し、専門技術的立場から学識者の意見を得ることを目的に、平成10年6月5日に「ダイオキシン類に関する環境対策検討委員会」を設置し、豊能郡美化センター敷地法面環境改善対策、能勢高校農場敷地内土壌等の環境改善事業、豊能郡美化センター焼却施設内高濃度汚染物質除去対策等について、提言を受けた。

■豊能郡美化センターダイオキシン類環境改善事業

高濃度のダイオキシン類による汚染が発見された豊能郡美化センター周辺において、汚染土壌の撤去及び保管地部の測量、汚染土壌保管地の設計の基礎資料とするための土質調査、仮設工事計画、土壌撤去工事計画及び汚染土壌保管地設計等の設計を実施した。

②発生源対策

■ダイオキシン類の発生抑制対策の推進

大気汚染防止法及び廃棄物処理法の改正政省令（平成9年12月施行）並びに「大阪府廃棄物焼却炉に係る指導指針」（平成9年12月施行）に基づき、ダイオキシン類の発生防止対策指導の徹底を図った。

■ダイオキシン類排出実態調査

ダイオキシン類の排出抑制対策を講じるため、廃棄物焼却炉等の排ガス・飛灰・燃え殻、漂白施設の排水等及び最終処分場の浸出水について、ダイオキシン類の排出実態調査を実施した。

■府立学校ダイオキシン対策

文部省通知「学校におけるごみ処理に係る環境衛生管理の徹底等について」により、平成9年12月1日から府立学校での可燃ごみの焼却処理を中止することとし、ごみ置き場の整備、ごみ処理の委託及びごみ分別処理対策等の措置を行った。また、能勢高等学校に対するダイオキシン対策として汚染された農場の代替地の確保を行った。

■ごみ処理広域化計画の策定

ごみ処理の広域化により、ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、公共

事業のコスト縮減等を図るため、府内を6ブロックに区分し、広域化に関する基本的な考え方をとりまとめた「大阪府ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定した。

③環境調査等

■分析体制のあり方検討

ダイオキシン類の排出抑制基準が設定されたことや、規制対象となる有害化学物質が増加傾向にあることから、極めて低濃度ではあるが毒性の非常に強い有害化学物質に対する府としての検査分析体制のあり方について検討を行った。

■ダイオキシン類環境モニタリング

平成9年9月に環境庁が、ダイオキシン類の大気環境指針値を設定したことに伴い、府内全体の大気環境濃度の状況及び経年変化の傾向を把握・評価するとともに、発生源の削減対策の効果を検証するため、府内の51地点（府7、関係市等44）で夏季・冬季等において環境調査を実施した。

また、河川2地点、大阪湾4地点及び地下水3地点で、一般環境土壌を5地点で測定調査を実施した。

■食品等に含まれるダイオキシン類調査

府内に流通する野菜、牛乳のダイオキシン類の実態調査を実施した。

また、国と連携し、母乳中のダイオキシン類に関する測定調査等を実施した。

■住民等の健康調査

豊能郡美化センターの周辺土壌等から高濃度のダイオキシン類が検出されたため、国や地元町等と連携し、施設周辺住民等の母乳調査、血液中のダイオキシン類濃度測定等の健康調査を行った。

■土壌中のダイオキシン類の植物体への移行に関する調査

環境庁の委託を受けて、ダイオキシン類の農作物への吸収・移行調査を実施し、風評被害の回避並びに安全な農作物生産のための技術資料とした。